

随意契約（相手方指定）調書

件名	職員ポータル・グループウェアシステム更改及び運用保守委託	5200546
工（納）期	令和10年3月31日	
契約締結日	令和4年10月19日	
契約金額	59,092,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社内田洋行 営業統括グループ (法人番号：1010001034730)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>職員ポータル・グループウェアシステム更改及び運用保守委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 株式会社内田洋行 営業統括グループ 所在地 東京都江東区東陽二丁目3番25号 代表者 取締役上席執行役員 営業統括グループ統括 小柳 諭司</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、職員ポータル・グループウェアの更改に当たり、システム構築やデータ移行等の導入及びその後の運用保守を委託するものである。                  主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、                  本件の業者選定にあたっては、企画提案書を基に実績や能力に加え、システムの使い勝手や企業姿勢などを総合的に評価する必要があることから、価格競争になじまないとして、プロポーザル方式による業者選定を行った。</p> <p>候補事業者の選定にあたっては、外部委員を含めた評価委員会により審査基準を定め、提案書の提出のあった1社について、一次審査及び二次審査を実施した。上記業者は一次審査及び二次審査ともに、8割以上の得点率であり、本事業の目的についての理解や電子会議室やメッセージ機能を活用した事務効率化等の課題提案について高い評価を得ている。そのため、上記業者が本件を履行することで、現行システムの課題解消が図られ、目的に沿った業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号                  （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>